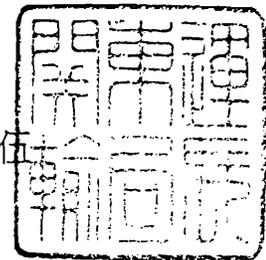




関自旅2第 515 号の4
関整事公第 54 号の4
平成 3 年 3 月 8 日

社団法人全国個人タクシー協会
関東支部長 池田 幸一 殿

関東運輸局
森谷進 伍



個人タクシー事業の適正な運営の確保について

近年における個人タクシー事業の運営については、旅客サービスを中心に、一部に著しい質の低下が見られ、その改善、適正化が強く望まれる状況となっている。

については、貴支部においても本対策推進の趣旨を理解のうえ、事業者に対し強力な指導に努めるとともに、傘下関係団体に対し本趣旨についての周知徹底を図られたい。

記

1 行政処分の強化

旅客サービスに関する違反行為及び重要な事業管理に関する違反行為については、処分内容を強化するとともに、悪質な累犯については、特に厳しい加重を行う。

2 監査の実施

乗車拒否等利用者利便阻害行為の累犯者、法令に定める報告類の未提出者、タクシー業務適正化臨時措置法に基づく負担金の長期未納者及び事故多発者等の事業者に対し、事業者監査を実施し、改善を指導するとともに、法令違反者に対しては、厳重な処分を行う。